

神奈川県独自の炭素税に係る課税の仕組みの骨子（たたき台）

区 分	課税客体	課税標準	課税方法	備 考
電 気	電気の使用	電気の使用量	電気事業者による特別徴収	免税点の導入
ガス（都市ガス・プロパン）	ガスの使用	ガスの使用量	ガス事業者による特別徴収	免税点の導入
自動車、船舶燃料、航空機燃料 （揮発油、軽油など）	最終消費段階の購入	購入量	販売業者による特別徴収	
灯油（暖房用）	最終消費段階の購入	購入量	販売業者による特別徴収	軽減税率の導入
そ の 他 重 油 石 炭 その他（自動車、船舶燃料 以外の揮発油、軽油など）	県内における使用又は消費	使用又は消費量	一定規模以上※の使用又は消費をする事業者による申告納付 ※事業者のCO2排出量総量で判断するか、重油、石炭等個々の使用量ごとに判断するかが課題	電気事業者が発電のため使用、消費する場合は非課税

神奈川県独自の炭素税等における課税客体・課税方法について（たたき台）

基本的な考え方	化石燃料の最終消費に対する課税がベストとして検討
---------	--------------------------

区 分	課税客体	課税方法等	判 定					
			理論	技術	抑制	総合		
電 気	電気の製造	電気製造者による申告納付	×	○	×	×	最終消費とかけ離れている	
	同上（自家発電・使用の場合）	同上	○	○	○	○		
	電気の販売	電気事業者による申告納付	△	○	○	△		
	電気の使用	電気事業者による特別徴収	○	○	○	○		最終消費に対する課税
	同上	使用者による申告納付	○	×	○	×		使用者の申告納付は課税上困難
ガ ス	ガスの製造	ガス製造業者による申告納付	×	○	△	×	最終消費とかけ離れている	
	ガスの販売	ガス事業者・販売業者による申告納付	△	○	○	△		
	ガスの使用	ガス事業者・販売業者による特別徴収	○	○	○	○		最終消費に対する課税
	同上	使用者による申告納付	○	×	○	×		使用者の申告納付は課税上困難
自動車等燃料 （揮発油・軽油・LPG等） 道路走行に限定しない。	精製・輸入又は蔵出	精製・輸入業者による申告納付	×	△	△	×	最終消費とかけ離れている	
	販売	販売業者による申告納付	△	○	○	○		
	最終消費のための購入	販売業者による特別徴収（一部申告納付）	○	○	○	○		最終消費に対する課税といえる
	県内走行に伴う消費	販売業者による特別徴収	○	×	○	×		県内走行の把握は困難
	県内・県外走行に伴う消費	販売業者による特別徴収	×	○	○	×		県外走行の課税は理論上難しい
船舶・航空機の燃料 （軽油、ジェット燃料、揮発油等）	精製・輸入又は蔵出	精製・輸入業者による申告納付	×	△	△	×	最終消費とかけ離れている	
	販売	販売業者による申告納付	△	○	○	○		
	最終消費のための購入	販売業者による特別徴収（一部申告納付）	○	○	○	○		最終消費に対する課税といえる
	県内走行に伴う消費	販売業者による特別徴収	△	×	○	×		県内走行の把握は困難
	県内・県外走行に伴う消費	販売業者による特別徴収	×	○	○	×		県外走行の課税は困難
暖房用の灯油	精製・輸入又は蔵出	精製・輸入業者による申告納付	×	△	△	×	最終消費とかけ離れている	
	販売	販売業者による申告納付	△	○	○	○		
	最終消費のための購入	販売業者による特別徴収	○	○	○	○		最終消費に対する課税といえる
	県内消費	販売業者による特別徴収	○	×	○	△		県内消費の把握は困難
	同上	消費者による申告納付	○	×	○	×		消費者の申告納付は課税上困難
重油、石炭 その他上記以外	精製・輸入又は蔵出	精製・輸入業者による申告納付	×	△	×	×	最終消費とかけ離れている	
	販売	販売業者による申告納付	△	×	△	×		販売業者等の把握が困難
	購入	販売業者による特別徴収	○	×	△	×		同上
	県内における使用・消費	販売業者による特別徴収	△	×	○	×		同上
	県内における使用・消費	使用・消費者による申告納付	○	△	○	○		一定量以上の使用・消費に限る

神奈川県独自の炭素税等の案（たたき台）

区分	案の1	案の2	案の3	案の4
	独自の炭素税の新設 I	独自の炭素税の創設 II	自動車税のグリーン化	法人事業税のグリーン化
概要	化石燃料からのCO ₂ 排出に対して、排出量に応じて網羅的に新税を課税	化石燃料からのCO ₂ 排出に対して、排出量に応じて網羅的に新税を課税（既存税において税負担が大きいものを除く。）	CO ₂ 排出量の少ない自動車について軽減税率を適用し、それ以外は超過税率を適用	CO ₂ 排出量の少ない又は削減した法人（事業所）について軽減税率を適用し、それ以外は超過税率を適用
基本的な仕組み	<p>○課税対象 ガソリン、軽油、灯油、重油、LPガス、天然ガス、石炭、電気、ジェット燃料</p> <p>○課税方法 1 ガソリン・軽油・LPガス（自動車・船舶燃料用）、ジェット燃料、灯油 ・課税客体 県内における購入 ・課税方法 販売業者による特別徴収</p> <p>2 電気、ガス（LPガス・天然ガス） ・課税客体 県内における使用 ・課税方法 電気・ガス事業者による特別徴収</p> <p>3 重油、石炭、その他 ・課税客体 県内における使用又は消費 ・課税方法 一定規模以上の使用等をす事業者による申告納付</p>	<p>○課税対象 ガソリン、軽油、灯油、重油、LPガス、天然ガス、石炭、電気（自動車燃料用を除く）</p> <p>○課税方法 1 ガソリン・軽油（船舶燃料用）、灯油 ・課税客体 県内における購入 ・課税方法 販売業者による特別徴収</p> <p>2 電気、ガス（LPガス・天然ガス） ・課税客体 県内における使用 ・課税方法 電気・ガス事業者による特別徴収</p> <p>3 重油、石炭、その他 ・課税客体 県内における使用又は消費 ・課税方法 一定規模以上の使用等をす事業者による申告納付</p>	<p>○超過課税・不均一課税 ① CO₂排出量が少ないと認められる自動車以外に超過課税を適用</p> <p>② CO₂排出量が少ない自動車について不均一課税（軽減税率）を適用（※）</p> <p>※CO₂排出量が少ないと認められる自動車 <例> ・電気自動車 ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車 →標準税率より低い税率 ・燃費が良い車 →標準税率</p> <p>○ 用途等 税込中立又はCO₂抑制対策の財源</p>	<p>○超過課税・不均一課税 ① 全ての法人に対して、超過課税（現行の超過課税に上乗せ）</p> <p>② CO₂排出量が一定規模以下の法人、CO₂排出削減努力が顕著なことが客観的に明らかな法人等は、不均一課税により軽減（基の超過税率まで引き下げ）</p> <p>○ 用途等 CO₂抑制対策等の財源</p>